

令和2年4月10日

保護者の皆様へ

高浜市長 吉岡初浩

新型コロナウイルス感染症にかかる愛知県の「緊急事態宣言」への対応について

保護者のみなさまには、日ごろから保育所運営にご協力をいただき、まことにありがとうございます。新型コロナウイルスへの対応についてお知らせいたします。

1. 「緊急事態宣言」への対応について

この度、愛知県独自の「緊急事態宣言」が発令されました。

保育所は利用者及びその家族の生活維持に必要な施設でありますので原則として開所しますが、**「緊急事態宣言」が発令されている間は、感染防止のため、就労等でやむを得ず保育が必要な方の受入れを行います。**やむを得ずご利用される場合は、勤務等の都合がつき次第お迎えをお願いいたします。

保護者の方には大変ご不便をおかけいたしますが、感染防止の観点から、なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。

【登園自粛期間】 令和2年4月13日(月)～5月6日(水)まで

*緊急事態宣言の期間が延長された場合は、その終期まで

2. 期間中の保育料（0～2歳児）について

自粛により期間中に登園しなかった園児の保育料については減額することとし、利用日数に応じて後日還付いたします。詳細については後日お知らせいたします。

3. 期間中の給食費（3～5歳児）について

・公立園の場合

自粛により期間中に登園しなかった園児の給食費については減額することとし、利用日数に応じて後日還付いたします。詳細については後日お知らせいたします。

・民間園の場合

各施設にお問い合わせください。

高浜市こども未来部こども育成グループ

☎ 0566-52-1111

FAX0566-52-8188

E-mail: ikusei@city.takahama.lg.jp